

を「(50)」に、「第18条第4項」を「第18条第5項」に、「(43)」を「(51)」に、「(46)」を「(54)」に、「(44)」を「(52)」に、「(45)」を「(53)」に、「(47)」を「(55)」に、「(48)」を「(56)」に、「(49)」を「(57)」に改める。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の26の2の項中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に、「第14条第3項」を「第14条第4項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

(動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条(見出しを含む。)中「ねこ」を「猫」に改める。

第9条第1項中「ねこ」を「猫」に、「第12条第1項第4号」を「第12条第1項第3号」に、「動物取扱業者」を「第1種動物取扱業者、法第24条の3第1項本文に規定する第2種動物取扱業者」に改める。

第11条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第13条中「第35条第1項(同条第2項)を「第35条第1項本文(同条第3項)に、「ねこ」を「猫」に改める。

第14条第4項中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第15条中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第23条中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律に基づく事務のうち長野市が処理するものの範囲等)

2 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号)の規定に基づく事務のうち次に掲げるものは、長野市が処理することとする。

(1) 附則第3条第2項の規定による犬猫等販売業の届出の受理

(2) 附則第8条第1項の規定による第2種動物取扱業の届出の受理

食品・生活衛生課

長野県立中学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第35号

長野県立中学校条例の一部を改正する条例

長野県立中学校条例(平成23年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

|                  |     |
|------------------|-----|
| 長野県諏訪清陵高等学校附属中学校 | 諏訪市 |
|------------------|-----|

附則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

高校教育課



長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、森林法(昭和26年法律第249号)第2条第1項に規定する森林の土地以外の土地を対象とする契約であって、当該土地の面積が500平方メートル未満であるものを締結しようとする場合

附則

この規則は、公布の日から施行する。

長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年7月11日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第44号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

水大気環境課